

別紙資料2

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 植生学会運営委員会規則 | 植生学会運営委員会規則 |
| <u>2019年●月●日 改定</u> | <u>2017年12月22日 改定</u> |
| 第1～2条 <省略> | 第1～2条 <省略> |
| (委員) | (委員) |
| 第3条 運営委員は、以下のとおりとする。 (1) 全国から正会員の互選によって選ばれた全国選出委員 (2) 北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地区居住の正会員の互選によって選ばれた地区選出委員 (3) 会長に指名された会員 | 第3条 運営委員は、以下のとおりとする。 (1) 全国から正会員の互選によって選ばれた全国選出委員 (2) 北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地区居住の正会員の互選によって選ばれた地区選出委員 (3) 会長に指名された会員 |
| 2 運営委員の定員は、1号委員は5名、2号委員は <u>6</u> 名、3号委員は若干名(上限3名)とする。ただし、2号委員は当該地区居住の正会員数が100名を超えるごとに1名増員する。 | 2 運営委員の定員は、1号委員は5名、2号委員は <u>7</u> 名、3号委員は若干名(上限3名)とする。ただし、2号委員は当該地区居住の正会員数が100名を超えるごとに1名増員する。 |
| 3～6項 <省略> | 3～6項 <省略> |
| 第4条 <省略> | 第4条 <省略> |
| (審議事項及び方法) | (審議事項及び方法) |
| 第5条 運営委員会は、本会会則第4条に規定する事業目的のほか次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 本会の基本方針の策定 <u>(2) 会長候補者(複数名)の推薦</u> (3) その他本会の運営に関する事項 | 第5条 運営委員会は、本会会則第4条に規定する事業目的のほか次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 本会の基本方針の策定 <u><新規></u> (2) その他本会の運営に関する事項 |
| 2 議長及び運営委員は、議題を提出することができる。 | 2 議長及び運営委員は、議題を提出することができる。 |
| 第6～12条 <省略> | 第6～12条 <省略> |
| 附則 2015年10月11日 制定 | 附則 2015年10月11日 制定 |
| 1. 植生学会運営委員会設立年月日 1996年4月1日 | 1. 植生学会運営委員会設立年月日 1996年4月1日 |
| 2. この規定は2015年10月12日から施行する。 | 2. この規定は2015年10月12日から施行する。 |
| 附則 2016年10月23日 改定 | 附則 2016年10月23日 改定 |
| 1. この規定は2016年10月24日から施行する。 | 1. この規定は2016年10月24日から施行する。 |
| 附則 2017年12月22日 改定 | 附則 2017年12月22日 改定 |
| 1. この規定は2017年12月23日から施行する。 | 1. この規定は2017年12月23日から施行する。 |
| <u>附則 2019年●月●日 改定</u> | <u><新規></u> |
| <u>1. この規定は2019年●月●日から施行する。</u> | <u><新規></u> |